

廃対第239号
令和2年6月23日

(一社) 岐阜県産業環境保全協会
理事長 粥川 長司 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

岐阜県感染警戒 QR システムの民間事業者の利用開始に関する周知について(依頼)

新型コロナウイルス感染拡大防止に関しては、「オール岐阜」で取り組んでおり、貴団体にはご協力、ご支援を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

県では、県施設や県主催イベントにおいて感染者が発生した場合、来訪者に対し感染者の発生状況に応じて、保健所への相談等の対応方法をお知らせする「岐阜県感染警戒 QR システム」(以下「システム」という。)を構築し、5月30日から運用を開始したところです。

また、システムについては、県内全市町村も利用意向を示され、順次、市町村有施設及び市町村主催のイベントで利用いただいております。

このたび、県や市町村での利用状況を踏まえて、民間事業者の皆様にもご利用いただけるようにシステムを改修し、6月22日から運用を開始します。

今回の民間事業者の利用については、岐阜市内の民間施設・民間主催イベントの申請は岐阜市へ、それ以外の市町村内の民間施設・民間主催イベントの申請は県へとなります。

については、新型コロナウイルス対策の推進のため、貴団体におかれましても、県及び岐阜市のシステムの民間事業者の利用開始について周知をお願いいたします。

<添付資料>

- 岐阜県感染警戒 QR システム(岐阜市を除く県内市町村の施設等が対象)
・ガイドブック
- 岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス(岐阜市内の施設等が対象)
添付資料はございませんので、下記ホームページをご覧ください。

詳細は、下記ホームページをご覧ください。(6/22～)

「岐阜県感染警戒 QR システム」

https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/qr_keikai.html

「岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス」

<https://www.city.gifu.lg.jp/38421.htm>

所属	岐阜県 環境生活部 廃棄物対策課
担当	高橋
T E L	058-272-8214
E-mail	c11225@pref.gifu.lg.jp

岐阜県 感染警戒 QRシステム

ガイドブック

岐阜県総務部
情報企画課

岐阜県感染警戒QRシステム ガイドブック コンテンツ

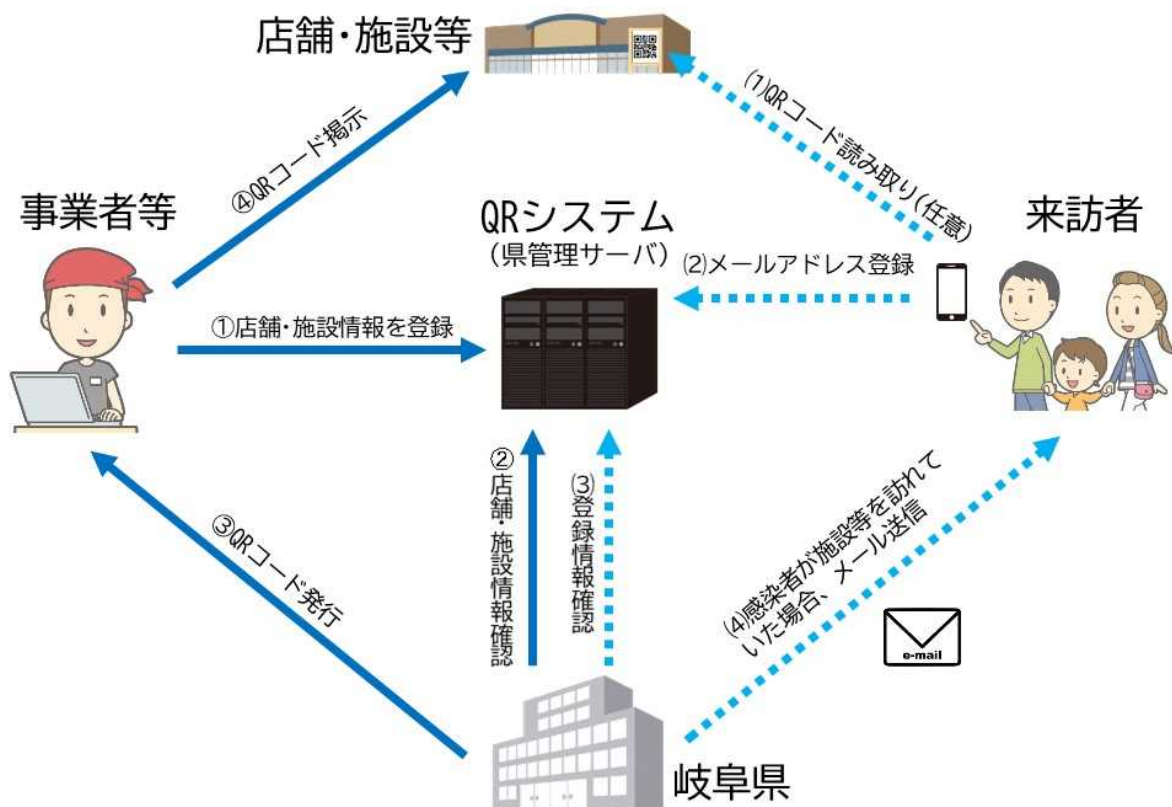
1. システムの目的と概要
2. 来訪者の利用方法
3. 事業者等の利用方法
4. 掲示物のサンプル
5. 感染者発生時のメール例
6. FAQ(よくあるご質問)
7. その他

1. システムの目的と概要

岐阜県感染警戒QRシステムとは？

不特定多数の方が利用する岐阜県内(岐阜市を除く。)の店舗、集客施設、イベントなどで感染者が発生した場合、同じ日に訪れていた方にメールを送信し、必要な対応を促すことにより、感染拡大を防止するシステムです。

岐阜県感染警戒QRシステム 利用イメージ



登録されたメールアドレスは、

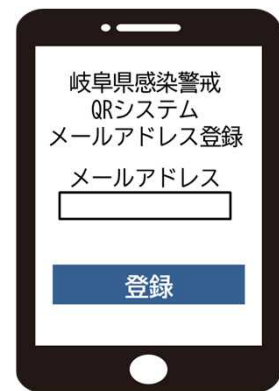
- ①県が厳重にセキュリティ管理します。
- ②感染拡大防止目的のみに利用します。
- ③登録から60日後に廃棄します。

また、来訪者の氏名、電話番号、行動履歴(GPS位置情報)などの個人情報は一切、取得しません。

2. 来訪者の利用方法

【メールアドレスの登録方法】

- ①来訪した施設等に掲示されているQRコードをお持ちのスマートフォンやタブレットで読み取ってください。
- ②登録フォームにアクセスしてください。
- ③メールアドレスを入力後、確認事項をご覧ください、チェック欄にチェックの上、登録ボタンを押してください。
登録するのは、メールアドレスのみです。
- ④自動で登録完了メールが届きますので、ご確認ください。



岐阜県のアドレス

「@govt.pref.gifu.jp」からのメールが受信できる設定となっているか、ご確認ください。

登録していただきますと…

万が一、感染者が同じ日に同じ施設等を訪れていたことが判明した場合、岐阜県からメールが届きます。メールの内容に従って適切な対応をしていただけます。

3. 事業者等の利用方法

【店舗、施設、イベント等の登録方法】

- ①「岐阜県感染警戒QRシステム」のホームページにアクセスします。

岐阜県感染警戒QRシステム



https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/qr_keikai.html/

- ②登録フォームから、画面の内容に従って、必要事項を記入します。

『必須入力項目』

店舗・施設・イベント名、事業者名、担当者氏名、住所、電話番号、メールアドレス

- ③「送信」ボタンをクリックします。

- ④登録情報を確認後、岐阜県から登録いただいたメールアドレス宛に掲示物(QRコード)を送付します。

- ⑤掲示物を印刷し、店舗・施設・イベント会場に掲示してください。

ご注意

◇登録いただいた情報は、感染拡大防止目的のみに使用します。

◇登録は、店舗・施設・イベントごとにお願ひします。

◇掲示物の編集、加工はしないでください。

◇掲示物は、スタッフ等の目の届く範囲で掲示するなど、剥がされたりしないよう適切に管理してください。

◇岐阜県のアドレス「@govt.pref.gifu.jp」からのメールが受信できる設定となっているか、ご確認ください。

4. 掲示物のサンプル

岐阜県感染警戒QRシステム



来訪者のみなさまへ
QRコードを読み取って
メールアドレスのご登録を！

ご登録いただきますと、感染者が発生した場合、同じ日に来訪された方にお知らせメールを送信いたします。
登録は、来訪日ごとにお願ひします。
受信後、メールの内容にしたがって対応をしてください。



施設名：あいうえお

登録いただいたメールアドレスは、

- ① 厳重にセキュリティ管理
- ② 感染拡大防止のみに利用
- ③ 60日後に廃棄

します。また、氏名、電話番号、行動履歴(GPS位置情報)などは一切取得しません。

「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

5. 感染者発生時のメール例

【メール本文のイメージ】

あなたが来訪された岐阜県内の施設(又はイベント)(※1)を、新型コロナウイルスの感染者が、同じ日(※2)に来訪されていたことが判明しましたので、お知らせします。(※3)

同じ施設(イベント)に来訪されていても、どの程度近くにおられたかはわかりませんので、まずは、体調管理に十分に注意いただき、体調の悪化が現れた場合は、最寄りの保健所にご相談願います。

なお、感染者が特定される恐れや風評被害を抑止するため、施設名や日時はお伝えできません。また、お問い合わせいただいてもお答えできませんのでご了承ください。

<相談窓口（最寄りの岐阜県又は岐阜市の保健所）>

以下の岐阜県のサイトをご覧ください。

https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/shingata_corona_soudan.html

ご注意

※1 県・市町村施設または県・市町村主催のイベントの場合は、その名称を記載します。

※2 県・市町村施設または県・市町村主催のイベントの場合は、日付を記載します。

※3 施設・イベント会場でクラスターが発生した場合などは、民間施設や民間主催イベントであっても、日付、施設名・イベント名を記載することがあります。

※4 上記1～3のほか、感染の発生状況等により、メールの内容は変わります。

6. FAQ(よくあるご質問)

【来訪者の方向け】

Q1 必ずメールアドレスを登録しなければいけませんか。
→登録は任意となりますが、ご協力をよろしく申し上げます。

Q2 登録完了メールが届きません。
→①「@govt.pref.gifu.jp」からのメールを受信できる設定になっているかご確認ください。
②迷惑メールフォルダなどに保存されていないかご確認ください。
③誤ったメールアドレスを入力してしまった場合は、再登録してください。
それでも解決しない場合は、携帯電話会社などにお問合せをお願いします。

Q3 スマートフォンを持っていませんが、どうすればよいですか。
→恐れ入りますが、本システムは、QRコードを読み込んで登録いただける方を対象としたシステムです。いわゆるガラケー(一部の機種を除く)でも登録が可能ですので、ご了承願います。

Q4 来訪の都度、登録する必要がありますか。
→メールアドレス登録日=来訪日となりますので、来訪の都度、登録する必要があります。

Q5 来店前や帰宅後に登録してもよいですか。
→メールアドレス登録日=来訪日となりますので、ご遠慮ください。

Q6 複数の店舗・施設に行く場合、その都度、登録する必要がありますか。
→店舗・施設ごとに管理しておりますので、場所が異なる場合には、それぞれご登録をお願いします。

Q7 どの時点で登録すればよいですか。
→原則、入店・入場時ですが、滞在している間であれば、いつでも問題ありません。

6. FAQ(よくあるご質問)

【事業者の方向け】

Q1 対象施設、イベントは何ですか。

→不特定多数の方が利用する岐阜県内(岐阜市を除く。)の店舗、集客施設、イベントなどが対象です。業種による区別はありません。不特定多数の方が来訪するかどうかでご判断ください。

Q2 岐阜市内施設の登録はどうすればよいですか。

→本システムの対象は、岐阜市を除く、岐阜県内の施設などです。岐阜市内の施設については、岐阜市が同様のシステムを運用していますので、ご利用ください。

Q3 チェーン店、グループ店のように複数の店舗、施設を運営している場合の登録は、どのようにすればよいですか。

→店舗、施設ごとに登録をお願いします。

Q4 ショッピングセンターなど複数店舗がある場合は、店舗ごとに登録する必要がありますか。

→同じ施設内に異なるQRコードがあると、来訪者の手間が増え、混乱する可能性があります。そのため、基本的には建物ごとの登録でお願いしたいと考えています。

Q5 登録内容に変更がある場合は、どうすればよいでしょうか。

→登録後の変更はできませんので、新規登録をお願いします。それまで利用していた掲示物(QRコード)はすべて破棄してください。

Q6 掲示物のデザインを変更してもよいですか。

→デザインの変更や修正は、一切禁止とします。岐阜県から送付したものをそのまま印刷して掲示してください。掲示物の一部を切り取って、別の掲示物に貼付することも禁止します。

Q7 掲示物を来訪者に配布してもよいですか。

→配布は禁止とさせていただきます。メールアドレス登録日=来訪日となりますので、後日、登録されることを避けるためです。来訪者が持ち帰ることのないよう、スタッフの目が届く範囲で適切に管理してください。

7. その他

「岐阜県感染警戒QRシステム」の詳細は、岐阜県公式ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

岐阜県感染警戒QRシステム 



https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/qr_keikai.html/

岐阜市内の店舗、集客施設、イベントは、本システムの対象ではありません。岐阜市が運用する下記システムをご利用ください。

【岐阜市withコロナあんしん追跡サービス】

<https://www.city.gifu.lg.jp/38421.htm/>

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。